

第10回 中部発！食のみやこフェスティバル

開催概要

1、目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意した取り組みの中で、中部地域の農林水産物及び加工品や農商工連携により開発されたオリジナル商品をはじめ、観光資源等の鳥取県中部の誇る「うまい、すごい」を主に県内の消費者へ広く認識していただき、地域特産物及び地場産業の振興を促進する為、テイクアウトでのイベントを開催し、農産物のPR及び地域の活性化を図る

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により、イベント会場内での飲食は不可とし、すべての販売品を持ち帰りとする。

(来場目標 10,000人 第9回実績 26,000人)

2、主催：中部発！食のみやこフェスティバル実行委員会

3、日時：令和4年6月25日（土）午前10時～午後2時 6月26日（日）午前10時～午後2時 2日間

4、会場：大御堂廃寺跡

5、内容

- 1) 農林水産物・加工品の販売・PR **※会場内の飲食はできません**
- 2) ワークショップ等の体験コーナー
- 3) 催し（ステージイベント等）

6、会場での即売品・展示品の管理及び販売

- 1) 即売品・展示品の管理及び販売は出展者の責任において行うこととする。
- 2) 即売会場では、見回りなど一応の盗難防止対策を行うこととするが、万一盗難その他事故が発生しても主催者はその責を負わない。
- 3) 販売品については、すべてテイクアウトとし、蓋つき容器で提供することとし、飲料は瓶・缶・ペットボトルなどの密封容器に限る

※会場駐車場への車輛乗り入れ時間(厳守)

搬入：24日（金）13：00～17：00	搬出：25日（土）14：30～16：00
25日（土）7：30～9：00	26日（日）14：30～16：00
26日（日）8：00～9：00	

7、事務局

鳥取中央農業協同組合 営農企画課内 担当：山口

[Tel:0858-23-3019](tel:0858-23-3019) ・ mail: festival@chubuhatsu.info

第10回「中部発！食のみやこフェスティバル」へ出展する際の留意事項

本留意事項に反する行為が見られた出展者については、次年度の出展をご遠慮いただくことがあります。特に、事前申込みのない電気機器類の使用、指定した場所以外での車両駐車はフェスティバル全体の円滑な運営に支障がある為その場で出展決定を取り消すことがあります。

1 出展資格・申込方法

- (1) 出展者は、鳥取県中部地区において営業、又は活動をしている企業・団体・個人とする。但し、郷土性・独自性が認められる出展者においては実行委員会にて協議の上、鳥取県全域からの出展も可とする。
なお、鳥取県中部地区外からの出展について、出展内容が重複する場合は出展内容の変更やお断わりをさせていただくことがあります。
- (2) 出展希望者は令和4年5月6日(金)までに県・市町・市商工会議所・町商工会まで申込書を提出すること。事務局に直接申込された場合は、後日担当より折り返します。
※様式5(車両登録)のみ6月1日(水)までで構いません。
※出店を許可する団体については、5月中旬に出展者説明会への出席案内をいたします。
- (3) 出展者については、以下の区分に基づき、出展料を徴収する。
申込団体の住所が鳥取県中部地区：5,000円/団体 ※学校関係は免除
申込団体の住所が鳥取県中部地区以外：10,000円/団体
(出展料については、来場者駐車場の拡充、整備等に充当し、設備使用料と併せて請求)
- (4) 事務局が指定する生産物賠償責任保険(PL保険)に加入すること。(手続きは事務局で一括して行い、加入料は設備使用料と一緒に請求します。)但し、飲食物の販売・試食を行わない団体については加入不要です。
- (5) 会場内でスタンプラリーを開催する為、スタンプ代1,000円を設備使用料と一緒に徴収する。但し、昨年スタンプラリー参加しており、スタンプを所持している店舗は不要
- (6) 6月1日(水)午後2時からJA鳥取中央本所にて開催する出展者説明会に参加すること。
※都合により出席できない場合は、後日事務局にて個別説明しますが、事前に連絡がない場合は出展を取り消します。
- (7) 鳥取県暴力団排除条例により、下記のア～イに該当する団体の出展は不可とする。
ア 暴力団又はこれに類する反社会的団体(以下、「暴力団等」という。)に所属する者(以下「暴力団員等」という。)
イ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの
- (8) 初出展及び事務局が必要と判断した出展者は、鳥取県暴力団排除条例により(5)に該当するか否か確認調査をする為、出展代表者の運転免許証のコピーを添えて様式6号の同意書を提出すること。
※署名・捺印、販売にあたるスタッフ全員の氏名・性別・住所等ふりがなも含め記載漏れの無いようにすること

2 必要手続・提出書類

- (1) 出展申込書について
ア 食品等の実演販売、試飲、試食等を行う場合、保健所(中部総合事務所生活環境局)に届出をする必要があり、事務局が手続きをしますが、該当行為をする場合は必ず様式第2号にその内容を記入すること。
※露店営業許可証のコピーを提出する出展者は食品名・数量以降の記載不要
イ フェスティバルオフィシャルサイトにて、出展者情報の紹介を希望する場合は、必ず様式第1

号に必要事項を記入し、[画像についてはフェスティバル事務局 festival@chubuhatsu.info](mailto:festival@chubuhatsu.info) まで送付すること。

(2) 酒類の販売について

ア 酒類販売を行う出展者は、即売会の前日までに所管税務署長に対し、酒税法に基づく「酒類販売業免許申請」を各自で行い、許可を受けておくこと。

※提出に必要な資料は事務局で準備し、出展者説明会で渡します。

イ 酒類の提供に当たっては、被提供者に自動車運転による来場かどうかを確認し、飲酒運転の防止に努めること。また、適宜年齢確認を行い、未成年の飲酒を防止すること。

(3) 販売品について

ア 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により、会場内での飲食は一切禁止とするため、販売品については蓋つきの容器に入れるなど、持ち帰りがしやすい工夫をする事

イ 飲料については、瓶・缶・ペットボトルなどの密封容器のみとする

3 会場設備について

(1) 簡易流し台を使用する場合

ア 簡易流し台の使用を希望する出展者は様式第3号に記入すること。

イ 水道設備設置工事費用として、共同使用 5,310 円を負担するものとする。

ウ 会場内に設置する簡易流し台について、イベント開催時間中は来場者及び出展者の手洗い専用とするため、調理器具の洗浄等については開催時間の前後のみ使用可とする。また、トイレ前に設置する簡易流し台はイベント開催中も含め出展者専用とし、調理器具の洗浄も可。使用時間及び場所を厳守すること。

(2) 電気を使用する場合

ア 出展者は電気を使用するすべての機器について様式第4号に記入すること。

イ 電気設備設置工事費用として、使用する回線（1,500W/回線）数に応じ、1回線ごとに 3,170 円を負担するものとする。

ウ 申込みの無い電気機器の使用については当日の使用は認められません。

エ 発電機の持ち込みは不可とする。

(3) テントなどの設備をリースする場合

ア これらのリースを希望する者は様式第4号に記入すること。テントの設置・撤去・3方横幕の準備は事務局で行う。

イ テントリースは0.5張単位で申込すること。（テント1張：幅5.4m×奥行3.6m）

ウ 会場内で使用するテントの持ち込みは大きさに関わらず禁止とする。

エ 移動販売車での出展を希望する場合は、芝生養生マット代として3,060円を負担するものとする。

オ ガスをリースする場合は、コンロは1個あたり880円を使用数に応じて負担、ガス使用料は1kgあたり570円を使用量に応じて負担するものとする。

カ ガス機器は土曜日の朝、本部に各自が取りに来て、日曜日終了後に本部テントに返却すること。

キ 即売会に要する冷蔵庫・ショーケース及び宣伝に必要な物などは出展者で準備する。

ク その他の設備費用は下記表のとおりとする。（消費税込み）

内容	テント	前面幕	移動販売車	机	椅子	パネル	電気	ガス使用料	ガスコンロ	共用シンク	PL保険	スタッフ
申し込み単位	1張	1枚	1台	1台	1脚	1枚	1回線	1kg	1個	1台	1団体	1個
請求単価(円)	10,200	1,020	3,060	720	210	1,840	3,170	570	880	5,310	510	1,000

(4) 設備使用料・スタンプ代・保険料・出展料の請求について

- ア 上記(1)～(3)の設備を使用した場合の使用料及び生産物賠償責任保険料(1団体あたり510円)、出展料は、出展者から事務局が徴収し、委託業者に一括支払を行う。イベント終了後に事務局から請求書を発行するので、支払期限までに指定口座への口座振込又は事務局に現金で支払いをすること。(事務局で支払う場合は、つり銭の出ないようにすること)
(イベント終了後、スタンプの返却は不要)

4 食品衛生について

(1) 施設整備の留意事項

ア 防塵、防虫対策

会場が屋外のため、塵・埃・虫類などが飛来し、食品に混入付着する恐れがあるので、これらの防止対策を講じること。調理コーナーについては事務局の判断で周囲を三方囲いにします。
※夜間用のテント前面の幕は必要に応じてリース申込をするか出展者で準備すること。

イ 従業者の手指消毒対策

調理・加工を行うコーナーにおいては、使用しやすい位置に手洗い設備及び手指消毒設備を設け、様式3号の平面図に必ず記入すること。

ウ 低温保持対策

販売及び調理材料としての魚介類、食肉及び乳類とそれらの加工品(塩干物を除く)は、冷蔵保管を行うこと。

エ 器具・容器の衛生対策

販売に使用する器具・容器などは清潔なものとし、食器、コップ類、スプーン等は再使用せず使い捨てとすること。なお、その際環境に配慮した容器などを使用するよう努め、発泡スチロールなどの使用は極力避けること。

オ 施設周囲の清潔保持

調理及び飲食等によって生ずるゴミについては、蓋付廃棄物容器を配置し、適正に処分すること。

(2) 食品取扱者の留意事項

- ア 食品の調理、加工に従事する者で、下痢症状を呈し伝染病又は食中毒疾患疑いのある者、或いは手指に化膿創を有している者は、その業務に従事しないこと。
- イ 食品取扱前に手指を十分に洗浄消毒し、業務中も必要に応じて手洗いをすること。
- ウ 販売食品、調理食品、食品材料について、異物の混入・付着の有無、腐敗・変色の有無、カビの発生の有無などの点検を十分行うこと。

(3) 主な食品の取扱留意事項

ア 鮮魚・精肉及び肉製品

・これらの製品については加熱処理した商品のみの販売とする。但し、事務局が特別に認めた場合はこの限りではない。

イ 福神漬等漬物類、味噌等

- ・小袋詰めであれば、名称、原材料名(原料の原産地名も合わせて表示)、内容量、賞味期限、保存方法、製造者を表示すること。
- ・樽などから出して販売する場合は、売場に上記の表示をしておくこと。

ウ 調理後は短時間で販売するよう心がけ、購入者にもなるべく早く食べるよう呼びかけること。

(4) 調理上の留意点

- ア 加熱調理を行う食品は、十分火が通ったことを確認すること。また、原則として作り置きはしない。
- イ 下処理等は、できる限り洗浄消毒設備の整った施設で行うこととし、会場での調理行為は最終加熱等の最小限にとどめること。

(注) 1 上記食品衛生の留意事項については、フェスティバル会場現地での留意事項である。

2 実演販売・試食・試飲等を行う者については、当日までに保健所(中部総合事務所生活環境

局)の職員が指導を行うことがある。

(5) その他

- ア 販売テント内では、常時マスクを着用し、調理・提供の際には必ず手指消毒を行う事。
- イ イベント開催中、スタッフの飲食は禁止。但し、ペットボトル飲料等での水分補給は可
- ウ 販売スタッフは各自検温・健康状態を確認し、体温が 37.5 度以上の場合や体調に不安のある方は参加を控えてください。

5 運搬・搬出・販売について(6月1日に行う出展者説明会にて詳細説明予定)

(1) 搬入時

ア テント設営する大御堂廃寺駐車場までは車両の乗り入れが可能であるが、芝生内の各テントへの搬入については、芝生の損傷を防ぐため、大御堂廃寺駐車場から、各出展者が台車又は手で運搬する。

※台車運搬が難しい大型器具や、重量のある器具を搬入する場合は、事前に事務局に相談すること。事前申請がないものについては、一切の特例を認めない。

なお、大御堂廃寺駐車場は 25 日・26 日共に終日事前申請済+場内通行許可証を提示した車輛のみ、通行を許可する。未登録、通行許可証不携帯の車両は、いかなる理由でも通行を許可しない。

通行許可証の所定の欄に出展団体名を記入し、搬入車両のダッシュボードの上に提示すること。

※スタッフが入口で出展者名・車種・番号をチェックするのでスムーズな通行に協力すること。

イ 前日の物品等の搬入は 24 日(金)午後 1 時からとする。

ウ 当日のテントの装飾、出展物の準備については、25 日(土)は午前 7 時 30 分から午前 9 時 30 分までの間、26 日(日)は午前 8 時から午前 9 時 30 分までの間に随時行い、完了させること。両日とも午前 9 時以降の大御堂廃寺駐車場への駐車及び車両通行は認めないので、午前 9 時までに出展者駐車場に移動させること。

エ フェスティバル開催中の搬入(午前 9 時以降)については、会場駐車場内に荷卸しスペースを設置するので、警備員の指示に従い、指定された場所に駐車すること。

オ 会場まで家族等の送迎を利用する場合は、送迎用の通行証を発行するので、ダッシュボードに提示すること(通行時間は午前 9 時までとなります。)

カ その他係員の指示に従うこと。

(2) 販売時

ア 販売等の開始時間を厳守すること。

25 日(土)午前 10 時 15 分から ※オープニングセレモニーの終了後

26 日(日)午前 10 時から

イ 小間の装飾は出展者で工夫して行うこと。

ウ 買い物袋、包装紙は出展者で準備すること。

エ 販売従事者、金銭の出納、釣り銭の準備・管理及び販売品、備品、器材などの管理は、出展者自身で行うこと。

オ 販売価格を明確に表示すること。(消費税は内税として扱うこと。)

カ 農産物等の生鮮食品を販売する場合は、店頭で販売品の名称及び原産地(市町村名又は産地名)を表示すること。

キ 飲食物を販売する場合においても、品名及び主な食材の原産地を店頭表示すること。

ク パック詰め製品及び加工食品を販売する場合は、法令に基づく所要の表示を必ず行うこと。

ケ テントからはみ出しての販売は行わないこと。

コ テント周辺の清掃は各出展者で行うこと。

(3) 火気、電気調理器具、水等の使用について

ア ガス・電気調理器具・木炭などを使用する出展者は、必ず消火器(業務用)を持参すること。開場前に消防局の検査があります。

イ 火気、電気調理器具等を使用し、実演販売等の調理を行う場合は、油や煮汁等が芝生に落ちて染みこまないよう十分留意して調理を行うこと。

※芝の油染み・焼け跡等で芝の張替が必要となった場合、芝の張り替え代として 15,000 円/㎡を設備使用料と併せて徴収させていただきます。

ウ 火気を使用する場合は、芝生が熱で傷まないように留意すること。また、ガスコンロをテーブルに載せて使用する場合は、熱によりテーブルが傷まないように石膏ボードを敷くなど、熱の伝導を防ぐようにすること。 備品を損傷した場合、弁償していただくことがあります。

エ テント内で洗い物などに水を使用する場合は、水を溜めるポリ容器等を持参すること。

オ 揚げ油は、各自持ち帰りすること。

カ 流し台を使用する場合は、ゴミ・残飯等の固形物を取り除いて流すこと。また、簡易流し台以外の場所で使用した水を会場内の側溝に流す場合も同様に、ゴミ・残飯等の固形物を取り除いて流すこと。油類その他の汚水も決して流さないこと。

キ ジュース等の冷却に使用した水・水は芝生に流さず、排水溝に流すこと。

(4) 搬出時

ア 片付け及び搬出の車両乗り入れは本部からの指示により開始すること。

イ 搬出時は混雑が予想されるので、係員の指示に従うこと。

ウ 各出展者でテント内及び周辺の清掃を行い、ゴミは、必ず出展者が持ち帰ること。特に、竹くしなど突起物が芝生に落ちたまま放置された場合、本フェスティバル開催後の使用において大きな危険が生じるため、片付け時に各出展者でテント内及びテント周辺を十分に確認すること。(この点を守らない出展者は今後の参加を認めないので遵守すること。)

6 その他の留意事項

(1) 使用申込を行ったもの以外の電気器具は決して使用しないこと。

(1回線で1,500Wを超えると、ブレーカーが落ち、他の出展者へも影響が及ぶため。)

なお、電気器具も含め、リース物品などの数量追加などの変更が生じた場合は、出展者説明会までに、申し込みをした担当者又は事務局に電話で連絡すること。

※FAX・郵送での変更は、確認漏れの可能性があるため不可とする。

(2) 会場内は禁煙です。会場内に1か所、喫煙所を設けますのでテント内での喫煙は禁止します。

(3) 来場者にはゴミ分別収集に御協力いただくよう呼びかけること。

(4) 予め許可された関係者駐車場以外に駐車しないこと。

(5) 気象状況、その他不測の事態の発生により本フェスティバル開催を見合わせる場合があります。

(6) **会場内、水分補給以外の飲食は禁止です。**

(7) **会場内にゴミ箱の設置はありません。**

参考：第10回 中部発！食のみやこフェスティバル 配置図（案）

